平成２７年（家）第２９３号
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原190番地
女川町総合運動公園内
申立人　若松　智子
本籍宮城県牡鹿郡女川町黄金町11番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所宮城県牡鹿郡女川町、死亡年月日平成23年３月11日、出生の場所宮城県牡鹿郡女川町、出生年月日昭和12年８月31日、職業不詳
被相続人　亡　山田　　宏
催告期間満了日　平成27年12月１日
仙台家庭裁判所石巻支部

平成２７年（家）第２０２６号
山形市旅篭町１丁目17番22号
申立人　村山　　永
本籍山形県西村山郡西川町大字沼山810番地、最後の住所山形県西村山郡西川町大字海味548番地、死亡の場所山形県西村山郡西川町、死亡年月日平成26年９月13日、出生の場所福島県信夫郡松川町、出生年月日昭和15年４月26日、職業無職
被相続人　亡　荒木　勝子
催告期間満了日　平成27年11月30日
山形家庭裁判所

公示催告

平成２７年（へ）第１号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
宮崎市平和が丘北町18番地１
申立人　古川　幸資
権利の届出の終期　平成27年７月31日
平成27年４月22日　日南簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴抵当権設定物件
所在　串間市大字串間字千本河原
地番　2033番
地目　田
地積　649平方メートル
登記年月日　宮崎地方法務局日南支局明治23年12月24日登記
登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　明治23年12月14日設定
債権価格　米11石
利息　年米１斗１升
債務者　古川　保節
抵当権者　串間市大字秋山33番戸
頼母子頭取　野辺　慶藏
共同担保　登記第2013号の土地
⑵抵当権設定物件
所在　串間市大字串間字馬卸
地番　2035番
地目　田
地積　701平方メートル
以下⑴の記載と同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。
平成２７年（家）第３１号
福島県郡山市台新２丁目12番24号
申立人　鈴木　武一
申立人代理人弁護士　足立　龍太、吉村　浩太
本籍福島県郡山市台新２丁目11番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　鈴木　　一
明治43年１月１日生
届出期間満了日　平成27年９月14日
福島家庭裁判所郡山支部
平成２７年（家）第２２号
静岡県浜松市中区城北１丁目４番７号
申立人　飯尾きみよ
本籍静岡県浜松市中区城北１丁目14番地16、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　飯尾　正美
昭和18年８月13日生
届出期間満了日　平成27年８月31日
静岡家庭裁判所浜松支部
平成２７年（家）第７５号
愛知県稲沢市奥田町北魚取場3881―８
申立人　高部　義治
本籍静岡県浜松市中区海老塚町295番地、最後の住所静岡県浜松市中区海老塚２丁目７番20号
不在者　高部　正昭
昭和20年12月15日生
届出期間満了日　平成27年８月31日
静岡家庭裁判所浜松支部

失踪宣告

平成２６年（家）第１２３号
本籍長野県上伊那郡飯島町七久保492番地１号、最後の住所長野県飯田市上郷黒田229番地泉果苑103号室
不在者　松村　　哲
昭和49年10月28日生
平成27年４月18日失踪宣告審判確定
長野家庭裁判所飯田支部裁判所書記官
平成２６年（家）第５４８２号
本籍北海道野付郡別海町別海347番地１、最後の住所東京都板橋区大谷口２丁目５番11号
不在者　斎須　　勉
昭和31年９月20日生
平成27年４月16日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官
平成２６年（家）第６８８７号
本籍石川県羽咋郡志賀町東小室ヌ５番地２、最後の住所東京都本所区平川橋３丁目４番地先
不在者　向　さく江
昭和17年３月17日生
平成27年４月16日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官
平成２６年（家）第８５７０号
本籍岐阜県岐阜市光明町１丁目４番地、最後の住所不明
不在者　長屋　令子
昭和５年11月27日生
平成27年４月16日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官
平成２６年（家）第１３０８号
本籍東京都杉並区井草２丁目206番地、最後の住所東京都八王子市別所15番地の３　木戸口工務店方
不在者　小川　　洋
昭和８年11月８日生
平成27年４月16日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官
平成２６年（家）第５３８０号
本籍新潟県新潟市中央区湊町通四ノ町3340番地、最後の住所新潟市中央区湊町通４ノ町3340番地　グリーンハイツ203号
不在者　江口　増穂
昭和30年５月２日生
平成27年４月21日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２７年（家）第３５６号
本籍長崎県北松浦郡小値賀町前方郷4360番地、最後の住所福岡県筑紫郡那珂川町大字片縄463番地の98
失踪者　入口　義**隆**
昭和30年４月29日生
平成27年４月14日失踪宣告取消審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２７年（フ）第１４７号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目13番16号
債務者　園田精機株式会社
代表者代表取締役　古結　準治
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曽我　智史
４　破産債権の届出期間　平成27年６月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２７年（フ）第３１９号
広島市西区横川町２丁目９番４号
債務者　福本株式会社
代表者代表取締役　福本　康裕
１　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　陽
４　破産債権の届出期間　平成27年６月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月11日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部